一七五八　植物防疫法施行規則別表二の付表第四十五のイタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件　二五 257 一一

一七五九　植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件　二五 257 一一

一七六〇　ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　二五 257 一二

一七六一　エジプトから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　二五 257 一二

一七六二　ベトナムから発送されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　二五 257 一二

一七六三　モロッコから発送されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　二五 257 一三

一七六四　ペルーから発送されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　二五 257 一三

一七六五　メキシコから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　二五 257 一三

一七六六　アメリカ合衆国のフロリダ州から発送されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふとも も属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　二五 257 一四

一七六七―一七八二　保安林の指定をする件　二六　一

一七八三―一七八九　〃　二七　一

一七九〇　保安林の指定施業要件を変更する件　二七　二

一七九一―一八〇七　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二七 259 三三

一八〇八　特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二七 259 四三

一八〇九　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二七 259 四四

一八一〇　特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいが